

軽自動車税について

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

1. 三輪および四輪の税額（年税）

区分	初度検査年月が平成27年4月以降の車			初度検査年月が平成27年3月以前の車	
	新税率	グリーン化特例(軽課) (取得の翌年度分に限る)		旧税率 (右記以外の車)	重課税率 (初度検査から13年超の車)
		概ね75% 軽減(a)	概ね50% 軽減(b)		
四輪以上 乗用 (〈自家用〉)	10,800 円	2,700 円	軽減なし	7,200 円	12,900 円
貨物用	5,000 円	1,300 円	軽減なし	4,000 円	6,000 円
〈営業用〉 乗用	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,500 円	8,200 円
貨物用	3,800 円	1,000 円	軽減なし	3,000 円	4,500 円
三輪	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,100 円	4,600 円

※「初度検査年月」とは、最初の新規検査を受けた年月のことです。車検証で確認することができます。

※営業用三輪については軽減が受けられる場合があります。

グリーン化特例(軽課)について

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪および四輪以上の軽自動車（新車に限る）のうち、下表の対象車については、その燃費性能に応じ、税率を軽減する特例措置です。

軽減が適用されるのは、当該取得をした翌年度の1年限りです。

対象車および要件			税率の軽減割合
<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車（平成21年排ガス規制10%以上低減または平成30年排ガス規制適合） 			(a)概ね75%軽減
<ul style="list-style-type: none"> ガソリン車※ ハイブリット車※ ※平成17年排ガス規制75%低減または平成30年排ガス規制50%低減達成に限る	営業用乗用車	令和2年度基準達成かつ令和12年基準90%達成	(b)概ね50%軽減

重課税率について

環境負荷の小さい自動車の普及を進める観点から、最初の新規検査を受けた月(初度検査年月)から起算して13年を経過した月の翌年度から適用される税率を重課する特例措置です。

2. 原動機付自転車および二輪車等の税額（年税）

種別	税率
特定小型原動機付自転車	電動キックボード等 2,000 円
原動機付自転車	50cc以下 2,000 円
	125cc以下かつ最高出力4.0kW以下 2,000 円
	50cc超90cc以下 2,000 円
	90cc超125cc以下 2,400 円
	ミニカー 3,700 円
二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)、二輪被けん引車	3,600 円
二輪小型自動車(250cc超)	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用 2,000 円
	その他(フォークリフト等) 5,900 円

3. 軽自動車税の減免申請手続き

公益のため直接専用する車体または身体障がい者等が所有する車体における軽自動車税は、要件を満たす場合、減免の対象となることがあります。詳しくは鯖江市役所税務課までお問い合わせください。申請期限は納期限日までです。

4. 納税証明書について

令和5年1月から軽自動車の車検時に納税証明書の提示が原則不要となったため、クレジットカードや口座振替で納付された方への納税証明書は郵送いたしません。

従前、納税証明書を郵送していた二輪の小型自動車（250cc超のもの）についても、令和7年4月から納税証明書の提示が原則不要となりました。（※納付直後や納付データがシステムに反映されていないなど、一部状況により電子的に確認できない場合は、従来どおり納税証明書の書面提示が必要となりますのでご注意ください。）

5. よくある問い合わせ

Q1 現在所持していないのに税金がかかっているのはなぜですか？

A1 軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。4月2日以降に手続きをされた場合は、前の所有者に課税されます。また、現物を廃棄処分（スクラップ等）しただけでは登録が残ります。必ず下記所定の場所にて廃車手続きを行ってください。

Q2 昨年より軽自動車税が高くなったのはなぜですか？

A2 3つのパターンが想定されます。

重課税対象になった場合	平成24年4月から平成25年3月に初度検査を受けた車は、令和8年度から重課税率の対象になって税額が上がります。車検証の「初度検査年月」をご確認ください。
新しく車を買った場合	これまで旧税率（初度検査年月が平成27年3月以前）だった車を廃車して、新しく車（初度検査年月が平成27年4月以降）を購入した場合は、新税率になるため、税額が上がります。
軽課（グリーン化特例）が終わった場合	軽課（グリーン化特例）は、取得の翌年度分に限り対象になりますので、翌々年度は通常の税率に戻ります。

Q3 購入してから13年以上経過していないのに、どうして重課税率の金額なのですか？

A3 購入してからの経過年数ではなく、車検証に記載されている初度検査年月からの経過年数で計算します。そのため、中古で購入した車は所有期間が13年を経過していなくても重課税の対象になる場合があります。

Q4 年の途中で廃車にしました。税金の還付はありますか？

A4 普通自動車には月割課税制度がありますが、軽自動車税には月割課税制度がありません。よって、年度の途中で廃車しても、月割での税金の還付はありません。

軽自動車税は毎年4月1日が基準日となりますので、4月2日以降に廃車された場合、その年度分は課税されます。

6. 廃車・譲渡・住所変更等の手続き

車体を廃車・譲渡したときや、住所や氏名を変更したときは速やかに手続きをしてください。手続き場所は下記のとおりです。

原動機付自転車 (125cc以下)、 小型特殊自動車	鯖江市役所税務課 TEL: 0778-53-2210	125ccを 超える二輪	中部運輸局福井運輸支局 TEL: 050-5540-2057	軽自動車 (三輪・四輪)、 被けん引車	軽自動車検査協会福井事務所 TEL: 050-3816-1774
----------------------------------	-------------------------------	-----------------	-----------------------------------	---------------------------	-------------------------------------